

(令和7年4月21日付け通知・別紙1／さいたま市)
さいたま市内幼稚園及び認定こども園の施設型給付費等に係る処遇改善等加算
(区分3) 及び幼児教育振興補助金処遇改善事業分に係る研修修了要件の概要

1 施設型給付費等に係る処遇改善等加算(区分3)と幼児教育振興補助金処遇改善事業分の対象施設について

施設類型	対象となる加算又は補助金
新制度幼稚園及び 認定こども園	施設型給付費等に係る処遇改善等加算 (区分3)
私学助成の幼稚園	幼児教育振興補助金の処遇改善事業分

2 研修修了要件について準拠する国通知

私学助成の幼稚園、新制度幼稚園、認定こども園ともに、以下の国通知に準拠します。

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」
(令和元年6月24日付け府子本第197号・元初幼教第8号・子保発0624第1号[令和4年12月7日最終改正]) 及びFAQ

3 対象となる研修

(1) 実施主体

以下の①～⑤が実施主体となるものが対象です。

平成30年度以前に受講した研修についても、研修の受講が適切に確認できる場合には対象となります。また、幼稚園教諭免許状に係る旧免許状更新講習や免許法認定講習も対象として取り扱います。

①都道府県又は市町村

②幼稚園、認定こども園等関係団体のうち、都道府県が適当と認めた者
(埼玉県が認めた団体・令和6年8月2日現在)

- ・ 公益財団法人幼少年教育研究所
- ・ 特定非営利活動法人全国認定こども園協会
- ・ 公益社団法人全国認定こども園研修研究機構
- ・ 一般財団法人日本カトリック学校連合会日本カトリック幼保連盟
- ・ 公益社団法人日本幼年教育会
- ・ 公益社団法人全埼玉私立幼稚園連合会
- ・ 株式会社フレーベル館
- ・ 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会
- ・ 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
- ・ 社会福祉法人日本保育協会
- ・ 一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構
- ・ 全日本私立幼稚園連合会並びに加盟団体(さいたま市私立幼稚園協会を含む)

※詳細は埼玉県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0616/kenshu-youhien-ninteikodomoen.html>

※埼玉県以外の都道府県が認めた団体が実施する研修も対象となります。

③大学等

④その他都道府県が認めた者

⑤園内研修を企画・実施する幼稚園又は認定こども園

(園内研修を加算に係る研修として認めるにあたっての確認事項)

- ・ 研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると①、②もしくは④が認める者、又は③に所属する者を講師として行うこと。
- ・ 研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ・ 研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

(2) 研修内容

(1) に定める実施主体が実施する研修であって、幼稚園教育要領等[幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針]を踏まえて教育[教育・保育]の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの。(※認定こども園においては[]内が当てはまります。)

中核リーダーについては、マネジメント分野に係る研修(カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身に付けるために必要な研修)を受講すること。

4 修了すべき時間数

段階的に適用され、令和8年度までに完全適用となります。幼児教育振興補助金処遇改善事業分においては、「中核リーダー」の基準を適用します。

<中核リーダー及び専門リーダー>

賃金改善を行う年度	修了すべき時間数
令和7年度	合計45時間以上
令和8年度	合計60時間以上

※研修終了見込みの者(年度内に研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されている者をいう。)を含む。

※中核リーダーについては15時間以上のマネジメント分野の研修を含む。また、園内研修については15時間以内の範囲で含めることができる。

<若手リーダー>

合計15時間以上

※研修終了見込みの者(年度内に研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されている者をいう。)を含む。

※園内研修については4時間以内の範囲で含めることができる。